

# 令和5年第3回菊池広域連合議会定例会会議録

日 時 令和5年12月20日(水)  
午後 2 時 5 5 分  
場 所 菊池広域連合議会議場

## 1. 議事日程(第1号)

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 2 |        | 会期の決定について  |
| 日程第 3 |        | 一般質問   |
| 日程第 4 | 議案第37号 | 菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を<br>改正する条例の制定について<br>上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 5 | 議案第38号 | 菊池広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定<br>について<br>上程・説明・質疑・討論・採決          |
| 日程第 6 | 議案第39号 | 令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算(第4号)に<br>ついて<br>上程・説明・質疑・討論・採決           |
| 日程第 7 |        | 委員会の閉会中の継続調査について   |

## 2. 出席議員(22名)

1番 荒木 崇之	2番 工藤 圭一郎
3番 泉田 栄一朗	4番 山瀬 義也
5番 平 直樹	6番 水上 隆光
7番 永清 和寛	8番 坂本 武人
9番 吉永 健司	10番 青山 隆幸
11番 後藤 修一	13番 三宮 美香
14番 豊瀬 和久	16番 坂本 典光
17番 鬼塚 洋	18番 中岡 敏博
19番 岩下 和高	20番 馬場 功世
21番 坂本 秀則	22番 福島 知雄
23番 澤田 雄二	24番 桐原 則雄

3. 欠席議員（2名）

12番 大村 裕一郎

15番 津田 桂伸

4. 説明のため出席した者の職氏名（15名）

広域連合長 荒木 義行

副広域連合長 江頭 実

副広域連合長 吉本 孝寿

事務局長 飯開 輝久雄

総務課長 坂本 経臣

福祉課長 清本 建

環境衛生課長 吉田 伸二

環境施設課長 森 淑晃

総務課総務係長 谷川 友朗

消防本部消防長 後藤 泰章

消防本部消防次長 狩野 俊隆

消防本部総務課長 藤川 哲郎

消防本部警防課長 稲倉 孝

消防本部予防課長 河野 眞一郎

消防本部通信指令課長 三木 正昭

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

書記長 飯開 輝久雄

書記 新永 崇博

書記 大久保 正尚

書記 松原 秀一

書記 古田 弘毅

開会 午後2時55分

-----○-----

- 議長（桐原則雄） ご起立をお願いします。皆さん、こんにちは。ご着席ください。ただいまから、令和5年第3回菊池広域連合議会定例会を開会します。
- なお、12番、大村裕一郎議員、15番、津田桂伸議員、金田副連合長から欠席の申し出がっておりますので報告します。早速ですが、お手元に配付してあります議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（桐原則雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、菊池広域連合議会会議規則第116条の規定により、2番、工藤圭一郎議員、10番、青山隆幸議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定について

- 議長（桐原則雄） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
- お諮りします。
- 本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。
- したがって、会期は本日1日間と決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 一般質問

- 議長（桐原則雄） 日程第3、一般質問を行います。質問の通告がっておりますので、これより質問を許します。
- なお、申し合わせにより、一般質問は一人一件につき3回または60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。

平直樹議員。

- 5番（平直樹議員） 皆さん、こんにちは。DXという言葉が出てまいりまして、これ民間も含めてですね、もう日本中というか、世界中でデジタルのいろんな機器を使って仕事の効率化を図っていこうというようなところがあつておりまして、これは全国、現在ですね、各市町村、我々基礎自治体にもそれが及んでおりまして、議会にもこのDX化が進められている現状です。

マイナンバーカードの普及を筆頭に毎議会のように新しいシステム改修の補正予

算などがどの市町でもあがってきているのではないのでしょうか。D Xがこう進む。まあI T化が進む。今まで紙媒体だったものがいろいろなデジタル機器を使って進んでいくというようなことは、つまり市民側にとっては行政サービスの向上や時間の短縮、行政側にとっては事務の効率の向上といったどちらにとってもいい時代の恩恵ではないであろうかというふうに思っております。

少し話は変わりますが、ひと昔前はですね、役所の机の上でたばこを吸いながら手書きの書類を書いたり、消したりなんていう光景は、今ではちょっと信じられないような光景になっていることかと思っておりますし、もうそんな時代にはもう戻れないし、非効率、不健康だなと感じてしまうところであります。

つまり、今ある私たちが行っている日常というスタンダードというのは、一旦変わってしまえば何であんなことが普通だったのか信じられないよというようなことなのかもしれませんし、結構あつという間に変わるものかもしれません。携帯電話にしてもそうですね。今じゃ携帯電話持っていない生活というのはなかなか考えにくいですし、さらに、スマートフォンやインターネットのない生活というのは若い世代にとってはもうそれが無いことは考えられない世の中になっていると思います。

世の中びっくりするぐらい早いスピードでいろいろなものが変わっていております。議会もD X化が進んでおります。各市町議会議員もタブレットを持ち、ペーパーレス化を進め、議員活動、議会活動の充実も図られている最中です。

そこでお尋ねをいたします。

本広域連合でのD X化の現状と課題をお示してください。

○議長（桐原則雄） 飯開事務局長。

○事務局長（飯開輝久雄） 広域連合のD Xについて答弁をさせていただきたいと思っております。

自治体のD X化につきましては、議員がいわれましたとおり、令和2年7月に閣議決定されました骨太の方針2020において、自治体D X計画が策定されまして、同年12月に閣議決定されたデジタルガバメント計画とその概要が示されております。

それを踏まえまして、菊池広域連合としましても政府が示しますD X化についての取組及び研究を行っているところでございます。

政府が示しました重点取組事項としまして、各自治体が運用するシステムの標準化、共通化、あと議員言われました、マイナンバーカードの普及といった行政手続きのオンライン化が主なものでございましたけれども、本連合としましては、いわゆる住民票や住民の税情報を直接的に取り扱う必要がございません。なので、デジタルシステムの活用による業務改善を中心に連合が提供する行政サービスの利用者

の利便性を図ることについて、実施の可否の検討を行ってきたところでございます。

その中で、今まで菊池広域連合におけるDXの具体的な取り組みをまずご紹介をさせていただければと思います。

まずは事務局の取り組みですけれども、菊池市、大津町にあります両火葬場の予約、こちらにつきましては、去年までは電話及びFAXで行いまして、時間外受付ができなかったものを昨年の11月からインターネットによる24時間受付としまして予約を行い、利用者の方々の利便性を図っておりまして、大変好評をいただいております。

また、本年4月に菊池環境保全組合との統合に合わせまして、統合の協議をオンラインで実施いたしました。併せて、銀行への振り込みデータをオンラインで送信できるインターネットビジネスバンキングサービス等を導入しまして、行政運営の効率化を図ってきたところでございます。

次に、消防本部のDX化につきましてですが、消防指令センターの指令システム、救急デジタル無線等のデジタルシステムを運用し、更新時期に合わせて機能強化及び高度化を図りながら住民に対する救急業務や消防事務のサービス化に取り組んでいるところでございます。

課題もということでしたけれども、課題としましては、予防課や警防課などが行っている各種申請手続き、こちらが来庁しなくても行える体制の構築、こちらはまだできておりませんので、庁舎のほうに行かなくてもできる体制の構築、それから、マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化、円滑化の取り組みなどが考えられると思っております。

患者の個人情報等に反映できますマイナンバーカードの活用につきましては、既にほかの消防局のほうにおきまして実証実験が行っていると聞いておりますので、その実証成果を精査しながら、その取り組みが国の支援を含む経費、あとそれが住民サービスに直結するか、あと、個人情報保護法の確立、そういったものをしっかりと研究・検証していきながら取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） 平直樹議員。

○5番（平直樹議員） はい、ありがとうございました。

やれるところからDX化が進んでいっているというところのお答えだったと思います。

ここに自治体ワークスという雑誌がありまして、これが菊池市の議会にあったのでこれを読んでいたところですね、ここでこの28号ですかね、2023年の28

号にこんな記事を見つけました。

山梨県南アルプス市さんの取り組みで、介護認定審査会で膨大な紙資料の廃止をし、効率化を図るといった見出しでありまして、DX化を進めたら時間外業務を生む1,000枚の紙資料をペーパーレス会議システムで撤廃、約2時間かかっていた準備が約5分に短縮、時間外労働を減らすことができ、働き方改革につながるなど効果が上がっている。全庁あげてペーパーレス化に取り組むことにはハードルが高いという場合でも、まずは認定審査業務から始めるのはお勧めだと感じました、というふうに書いてあります。

早速、この担当の方へ電話で取材をさせていただきました。南アルプス市保健福祉課介護福祉課の若尾さんという方でしたが、この方に聞きますと、初期投資として約500万円弱の予算が必要であった。この内訳としては、iPad30台、約10万円ぐらいのやつが30台、あとそのほかの経費としては、500万円弱ぐらいかかったと。現在は、毎年ランニングコストは約50万円程度だということで、予算の確保に約2年かかったが、やってよかった、踏み切ってよかったということでありました。

この予算のことも聞いたんですが、この南アルプス市さんでは一般財源での導入であったというふうに書かれておりましたので、この自治体ワークスで紹介されているということだったんですが、これはデジデンですね、デジタル田園都市国家構想ですかね、これに該当するので記事が組まれているのではないですかというふうに言ったところ、まあそれを使わずとも我々はそのやったと。ところが、こっちのほうからそれに該当することだから載せていただいたんだよということで教えていただいたんです。

早速、その担当である内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局内閣地方創生推進事務局に電話で取材をいたしました。

結論から言うと、各市町という基礎自治体のみならず、広域連合事務においても地方創生推進タイプ市町村先駆型という事業に該当するというものであります。財源としては、国からこういった手当でもあって、事業推進が可能だと思いますので、DX化の一つの別のとっかかりとしてこの介護認定審査会についてのDX化を提案いたしますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（桐原則雄） 飯開事務局長。

○事務局長（飯開輝久雄） はい。ただいま福祉課のDX化の現状その辺りをご説明させていただきます。

福祉課におきましては、本年2月に開催されました介護認定審査会総会というのが2年に1回ありますけれども、そちらにおきまして、介護認定審査会のDX化の

推進について2点ご提案をさせていただきました。そして、その件についてはご承認をいただいたところでございます。

内容としましては、1つ目がビジネスチャットとありますが、連絡調整ができますソフト、こちらを導入させていただく提案を行いまして、今年の4月より早速審査会の開催通知や審査会の出欠連絡等で運用させていただいております。

もう1点は、議員も言われました、介護認定審査会のペーパーレス化の推進についてでございます。現在、審査会資料につきましては、A3の両面に印刷されたものを平均5人、合議体5人になりますが、そちらに100枚程度を準備いたしまして、大体500枚、これ平均になりますけど、紙を準備いたしまして、審査会時にご確認をいただいております。やはり近い将来タブレットを用いたペーパーレス化での審査会に変えていく議論というのは進めなければならないという考え方を持っているところでございます。

審査会のペーパーレス化につきましては、ペーパーレスのソフトを扱っておりますメーカーのオンラインセミナー等に参加して、今後は既に導入済みの自治体への研修等を行いまして、やはりメリット・デメリット、それから当然費用対効果、先ほど南アルプス市での例を言われましたが、あちらとも規模が違いますし、そういったところですね、費用対効果がどのぐらい連合としてあるのかということをしっかり検討して、また、予算面では、こちらも議員がおっしゃられましたが、補助金の活用状況、その辺りもしっかりと研究・検討していきながら介護認定審査会のDX化を推進してまいりたいというふうに考えているところです。

現在使用している介護認定システムにつきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律というのがございまして、令和7年度末までに標準化基準に適合したシステムに移行するという必要が出てきております。その後、トータル100名を超える審査会の委員の方々がいるわけですが、1回の審査会議が5名の合議体で審査が行われておりますので、ペーパーレスによるタブレットの台数とか、あと配付方法、あと個人情報の管理、審査会委員の方々の要望、このあたりも大事になってくるんですけれども、その辺りの課題をしっかりと洗い出して、それぞれの問題点を解決しながら導入が必要かどうかというところを検討していきたいというふうに考えているところです。

そして、もう一つ、その先にはオンラインでの審査会、こちら、例えば、災害とか、コロナとか、そういった部分で集まれないことが多くなればオンラインでの審査会の可能性も見据えていかなければならないと考えておりますので、審査会委員の皆さんのご了解をいただき、併せて、こういった全員協議会の場で皆様方に順次説明をさせていただきながらDX化に取り組んでいければと考えているところでござ

ざいます。

以上です。

○議長（桐原則雄） 平直樹議員。

○5番（平直樹議員） はい、ご答弁ありがとうございました。

とにかく、進めるのであれば、今国がこういう予算を用意しているときに、その財源をうまく活用しながら入れていただくとすることが一番肝要かと思っておりますので、スピーディな審議をいただきたいというふうに思いますが、重ねて、ちょっと我々議会議員もですね、各4市町でタブレットを持っております。調べたところ、使っているアプリがですね、サイドブックスというのとモアノートという2つアプリを使って、その統合っていうのがなかなか難しいというのはよく分かるんですけども、この連合の議会のときだけは全て紙でいただいて、今日も途中で紙をたくさんもらったんですけど、ああいったものも、我々は議員としてはタブレットも持っていますので、そういったものをまず活用していくというのを考えていただければというところで進言をして一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄） これで、平直樹議員の一般質問を終わります。

次に、三宮美香議員。

○13番（三宮美香議員） 皆さん、こんにちは。議席番号13番、三宮美香です。通告に従い、一般質問をします。

質問は大きく2点、消防長への質問になります。1つ、外国人、障がい者からの119番通報や救急現場において円滑に対応するための取り組みについて。2つ、大規模な火事、災害対策についてです。

まず、1つ目の外国人、障がい者からの119番通報や救急現場において円滑に対応するための取り組みについて。

TSMCの菊陽町進出に伴い、外国人が増加しています。今年3月、定例議会の消防常任委員長長の報告の中で、外国語等の対応は三者間通話により対応可能とありました。実際の対応事例があったと聞いているので、その事例と検証を確認したいと思います。

また、聴覚障がい者の通報システムはファックスやメール登録が主流だと思えますが、時代に合わせたシステムの構築は必要だと思えます。その考えはないかをお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 後藤消防長。

○消防長（後藤泰章） お答えいたします。

外国の方への対応、それと障がいを持たれておられる方への対応ということでしたので、それぞれ分けてお答えしたいと思います。



まず、外国語等への対応について。

現在、中国から来られておられる方を含めて、管内には多くの外国の方が居住しておられます。今年12月時点で各市町の担当課で把握している人数を申し上げますと、菊池市が1,126人、合志市551人、大津町757人、菊陽町858人、合計3,292人となっております。

国または地域別の割合につきましては、ベトナムの方が全体の約31%、台湾16%、フィリピン13%、中国12%、その他の国または地域が28%となっております。

御質問にありました、外国の方への対応ですが、まず、119番通報につきましては、令和3年7月から通訳サービス業者への委託により、マルチリンガル119という三者間同時通訳サービスを導入しております。この三者間同時通訳について簡単に御説明いたしますと、119番の通報者が日本語での会話ができない場合、同時通訳に接続する旨をガイダンスで流した後に、係員が通訳との回線接続を行い、通報者と係員、通訳の三者で同時に通話ができるシステムとなっております。このシステムは24時間対応でありまして、対応言語は21か国語となっております。

また、システムの使用料は月間9,000円程度となっております。導入からの実績に関しましては、約2年半の間に3件の利用がございました。

過日、合志市で外国の方、これは台湾からの方でございますが、救急車の要請をされた際にうまく119番通報ができずに、救急車の到着が遅れるという事案が発生しましたが、現時点での問題点といたしまして、三者間通訳の対応言語は21か国語ございますが、初めの接続案内の通訳につなぎますのでしばらくお待ちくださいというガイダンスが英語で流れたため、英語を理解できない方が途中で回線を切ってしまう、通訳に接続できなかったという事例でございました。同様の例は、本件を含めて2件発生しております。この対策として、案内ガイダンスについて英語に加えて中国語など幾つかの言語で流す改修を計画をしております。

なお、外国の方に限らず119番の受信時に相手が会話できない場合、または回線が途中で切れた場合には、状況確認のため、消防車両、また救急車を通報場所に出動させることとしております。そのためには、通報場所の特定が必要になりますが、固定電話からの通報ですとほとんどの場合に正確な位置情報が得られます。対して、携帯電話、あるいはスマートフォンからの通報については、ピンポイントで位置が特定できるのは約半数程度になりますので、会話不能の場合は現場の把握ができない可能性もあるのが現状でございます。この件につきましては、今後も住民の皆さんを含めて周知していく必要があると考えております。

また、現場活動においてですが、救急隊などの活動母体は携帯型の翻訳機とスマ

ートフォンの翻訳アプリを使用しておりますが、現時点では問題なく対応できております。

次に、視聴覚等に障がいを持たれる方への対応についてでございます。当消防本部では、通常の119番通報に加えて、平成22年からファックスを使用した通報やメールを使用した119番通報を受け付けております。また、令和3年からは携帯電話やスマートフォンからインターネットを経由して通報するネット119を導入しております。この内、ファックスについては事前登録も必要なく利用できますが、メールとネット119については、事前の登録が必要になります。

以上、3種についてですが、今のところ使用の実績はございません。

当消防本部管内には、障がいを持たれる方が多数おられると思われませんが、個人情報保護の観点から通信指令センターでは、事前に登録された方以外の情報を知ることができませんので、各種の119番通報の方法や事前登録について、今後も各市町の福祉課等と連携して広報紙等を活用した周知に努めてまいります。

また、FAXやメールでの通報については、言葉が分からない外国の方についても、事前に作成した日本語の定型文などを使用することで対応可能と考えられますので、今後、検討してまいります。

そのほかに時代に合わせた方法といたしまして、例えば、ショートメールやラインなどのSNSを使用した通報やタクシーなどのようにスマホアプリを使用した119番通報なども考えられますが、信頼性や確実性から消防本部独自で行うということは現在のところ難しく、通信システムのメーカーとしても開発を行っていると思われませんが、いまだ製品化には至っていないようです。

消防本部としては、常に新しい情報を入手しまして、障がいを持たれる方を含めて、全ての住民サービスの向上につながるような通信システムの導入を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○13番（三宮美香議員） はい、再質問です。

総務省消防庁が令和3年9月に出されている電話通訳センターを介した3者間同時通訳119番多言語対応の紹介というところに、これは令和3年6月1日時点での状況報告になりますが、熊本県の導入状況は、47都道府県のうち、下から3番目の50%という低さでした。とても驚きました。100%の都道府県は47のうち29ありました。全体の平均は91.2%でした。菊池広域連合は令和3年度から、先ほどの答弁だと、令和3年度から三者間同時通訳を導入していたということなので、その50%に含まれているということになります。熊本県の中では、早い

取り組みをしていただいていたということは、とても評価できるころだと私は思いました。しかし、やはり今後外国人が増加するということを考えると、先ほどガイダンスが流れている間を待つ間にパニックになってしまったので、ガイダンスも多言語をしようというお話もありましたが、具体的にですね、多分、周知は今までもされていたと思うんですが、届いていなかったということだと思うんですよ。具体的にどのようなやり方を今の時点で考えているのかをお尋ねしたいのと。

それも併せてですけど、ネット119も、先日、聴覚障がいのサークルに参加をされている方にネット119のことを聞きましたが、残念なことにどなたもご存じありませんでした。ネット119も三者間同時通訳も必要な人たちが知らないところが課題だと思います。必要なときに利用できるように、個人情報ありますが、情報をサークルとかそこら辺に流すことも必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（桐原則雄） 後藤消防長。

○消防長（後藤泰章） はい、お答えいたします。

まず、三者間同時通訳の案内メッセージの多言語化というところについてですが、現在、最も多い国でありますフィリピン等東南アジアの国の方というのはほとんど英語圏、英語が理解できる方が多数かと思われまますので、それで対応できると考えられますが、それ以外の国、例えば、ロシアでありますとか、中国圏の方というのはなかなか英語が理解できないということで、当初質問にございました、TSMCという話ございましたけど、台湾の方々につきましても、ご存じのとおり、国交がございませんので、入り口での、例えば、大使館、領事館といったところを通じてのご案内ができないというところですので、この辺につきましても、やはり入国をされた段階でいろんな団体と連携を取りまして、そういった情報というのをお話しするしかないのかなと、今のところ考えておるところでございます。

それから、ネット119、メール119の周知につきましても、なかなか消防本部独自でこれを行うというのはハードルが高うございますので、各市町の福祉課、あるいは関係部署と連携を取りながらいろんな方法を今後模索していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○13番（三宮美香議員） はい。今回、各首長さん方もいらっしゃるので、今回の外国人の救急通報の事例は、病状がかなり悪化してからの救急通報となったと聞いています。言葉が通じず、三者間通話も理解していなかったためにパニックになってしまった。対応がすぐになされなかった。そして、とても残念な結果になってしま

った。それが理由ではないと私も思っています。病状がまず悪化していたところとところが課題だと思っていますので、日本人なら健診を受ける機会があり、病気の予防や早期発見・早期治療の機会があります。日本語なので周知しやすく伝わりやすいです。日本語がまだよく理解できていない外国の方にも病気の予防や早期発見・早期治療につながる取り組みを各自治体に期待して、次の質問に移りたいと思います。

2番目、大規模な火事・災害対策についてです。

T SMC 進出発表以降、企業の立地が進んでいます。現在、広域連合が所有する車両で大規模火災が発生した場合に対応ができるのかという不安が生じました。

今回の質問は、T SMC 内で仕事をされている方から、工場内には化学薬品もあり、もし火災等が発生した場合、地域の消防署で対応できるのですかと聞かれたことからです。

大規模火災発生時は、管轄する地域の消防署だけではなく、南、北、西、泉ヶ丘、桜消防署で協力されると思います。令和5年発行の消防年報では、消火にあたりと推測されるポンプ車は4台、タンク車は3台、化学車は1台、多目的ポンプ車1台の配置状況です。これに地域の消防団も加わるとは思いますが、水による消火が不可能な重大な危険物火災に対応する化学車が1台という状況です。特にT SMC が立地する場所は、今後第二工場の話もありますが、ソニーや東京エレクトロンなどの企業も隣接しているため、素人考えではありますが、大規模火災が発生したらどうなるのかという不安は大きくあります。

消防長の見解をお尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 後藤消防長。

○消防長（後藤泰章） お答えします。

大規模な火事・災害に対する対策についてということのお尋ねがございました。

まず、消防法におきましては、5万平方メートル以上の床面積を有する店舗や工場等については、大規模な施設とみなされ、一旦火災が発生しますと大災害になる恐れが高いことから、建設段階から消防が関与しまして、各種の感知器、スプリンクラーなどの消火設備、避難設備の設置や可燃性油脂などの危険物または危険性の高い薬品などの化学物質、これは活動阻害物質と呼ばれますが、これらの貯蔵、取り扱いの確認等把握を行い、施設の使用にあたっては、防火管理者のさらに上位資格であります防災管理者の配置や定期的な消防訓練が義務づけられるなど、火災に対して二重三重に十分な対策を行い、また、様々な法規制も行なわれます。そのため、火災に関しては、一般の建築物よりも安全性は担保されているものと考えられます。現在、そのような事業所が管内には12施設ございます。

また、近年は建物の高層化も進み、管内に5階建て以上の建物は284棟、10階建て以上の建物は32棟ございます。このため、来年度に計画しておりますはしご車の更新に当たっては、現在の30メートル級から40メートル級への機能強化を図ることとしております。

その他の各消防署に配置している車両や装備につきましても、総務省が定める消防力の基準を基に決定し、配備しておりますので、現有の消防車両で災害対応は十分可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○13番（三宮美香議員） 消防法で決められている第4類危険物または取り扱える製造所などの対象施設数により配置が決まっているので、それに照らし合わせると対応は十分可能だというふうな回答だと今受け取りました。場合によっては、自衛隊などが出てくるという回答があるのかなと思ったんですけど、それはないようですね。

では、地域の消防署で対応できるのかとお尋ねをされた方には、安全性は担保されているので十分対応できます。安心してくださいと回答しようと思います。

質問は以上です。

○議長（桐原則雄） 以上で、通告されました一般質問は終了しました。

このまま引き続き続けます。

-----○-----

#### 日程第4 議案第37号 菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桐原則雄） 日程第4、議案第37号、菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 議案第37号、菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

お手元の議案書2ページをご覧ください。

今回の改正は、国の人事院勧告及び熊本県人事委員会の勧告を踏まえ、菊池広域連合において職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするものです。

議案書の3ページをお開きください。

内容につきましては、第1条におきまして、本年度の期末勤勉手当支給割合を改正し、給料法を別表第1のとおり改正いたします。

6ページをお開きください。

表の下の第2条において、令和6年度からの期末勤勉手当支給割合を改正するものです。

以上で、議案第37号、菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（桐原則雄）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄）　異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第5　議案第38号　菊池広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桐原則雄）　次に、日程第5、議案第38号、菊池広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（荒木義行）　議案第38号、菊池広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書16ページをご覧ください。

今回の改正は、対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

17ページをお開きください。

改正の主な内容としましては、蓄電池設備に係る規定についての一部改正と別表第1にあります固体燃料を使用した厨房設備の離隔距離についての一部改正です。

以上で、議案第38号、菊池広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定

についての説明といたします。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議 長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第39号 令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第4号）について

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第6、議案第39号、令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 議案第39号、令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

お手元の議案書28ページをご覧ください。

まず、第1条におきまして、歳入歳出ともに7万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ44億8,549万円とするもので、人事院勧告に伴う人件費の補正が主なものです。

第2条、継続については、東部清掃工場の解体を進めるにあたり、その事業年度と予算の年割額を定めるものです。

第3条、債務負担行為については、環境影響評価事後調査業務委託等の債務負担行為について、数年に渡って4月初めから行うべき委託が必要な業務があることから、その事項を追加するものです。

37ページをお開きください。

款6繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金については、介護保険費

分として7万円の増額をするものです。

38ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、目内で人件費の増減同額の補正をするもので、補正額は0円です。

款3民生費、項1社会福祉費、目1介護保険費については、人件費の7万円の増額です。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、目2し尿処理費については、目内で人件費の増減同額の補正であるため、補正額は0円です。

39ページをお開きください。

款5消防費、項1消防費、目1常備消防費についても人件費の増額同額の補正であるため、補正額は0円です。

消防費においては、職員の育児休業取得に伴い、会計年度職員1名を雇用するための人件費を増額しております。

戻りまして、31ページをお開きください。

第2表継続費の年割額の設定について記載しております。

款4衛生費、目2清掃費、事業名、東部清掃工場解体事業の継続について記載しております。令和5年度は契約に向けた準備行為を行いますので、年割額は0円としており、その後、令和6年度から令和8年度までの年割額をそれぞれ記載しております。

32ページをご覧ください。

第3表債務負担行為の補正について記載しております。環境施設課で行う2つの業務委託について、当初予算から事項の追加です。環境影響評価事後調査業務委託として、期間を令和6年度から令和9年度まで、限度額2,949万6,000円、運営モニタリング支援業務委託として期間を令和6年度から令和8年度まで、限度額3,087万2,000円としております。

以上、議案第39号、令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第4号）についての説明といたします。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]



○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第7、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務調査事項について、お手元に配付しております閉会中の継続調査申出一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、菊池広域連合議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

お諮りしたとおり決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

令和5年第3回菊池広域連合議会定例会を閉会します。

全員、起立をお願いします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後3時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池広域連合議会議長 桐 原 則 雄

署 名 議 員 工 藤 圭 一 郎

署 名 議 員 青 山 隆 幸